

1. 特別徴収のしくみ

① 給与支払報告書の提出 事業主 → 市役所

事業主は、1月1日時点で従業員が居住している市区町村に、給与支払報告書を提出します。（提出期限 1月末日）

② 特別徴収税額の通知 市役所 → 事業主（特別徴収義務者）

市は、提出された給与支払報告書等を基に従業員ごとの特別徴収税額を計算し、5月末日までに税額通知書等を事業主に送付します。

1. 特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）
2. 特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）
3. その他納入書など

③ 特別徴収税額の通知 事業主（特別徴収義務者） → 従業員（納税義務者）

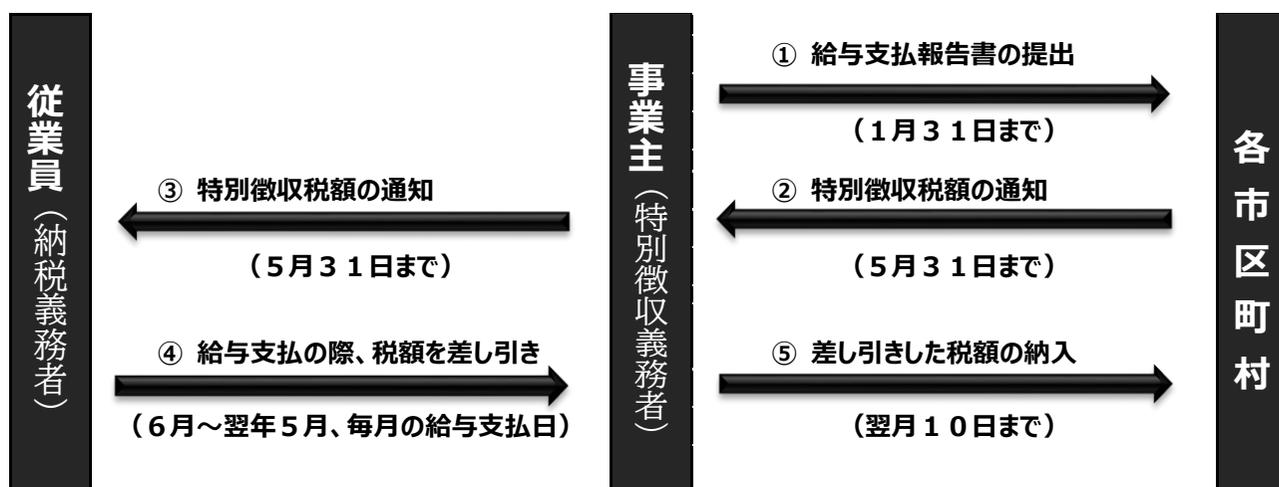
市から事業主あてに送付された「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」を、個々の従業員に交付してください。

④ 給与支払の際、税額を差し引き 従業員（納税義務者） → 事業主（特別徴収義務者）

事業主は、市から送付のあった「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」に記載されている個々の従業員の月割額に基づいて、毎月の給与支払の際に従業員の給与から差し引いてください。（個人住民税の特別徴収の徴収期間は、6月～翌年5月まで）

⑤ 差し引きした税額の納入 事業主（特別徴収義務者） → 市役所

給与から差し引きした個人住民税を翌月の10日までに金融機関等にて納入してください。



2. 特別徴収事務要領

1. 市県民税の特別徴収（給与差し引き）とは

給与支払者が、毎月従業員（給与所得者）に支払う給与から市県民税をあらかじめ徴収し、**6月から翌年5月まで12回に月割りした額を、納税義務者である従業員に代わって市に納入**していただく制度です。

2. 特別徴収義務者とは

給与の支払を行っている人のうち、地方税法の規定によって所得税の源泉徴収義務者を市県民税の特別徴収義務者として指定した法人または個人をいいます。

3. 月割額の徴収方法と納期限

別添の「特別徴収税額のお知らせ（特別徴収義務者用）」に毎月徴収すべき税額を記載していますので、6月から翌年5月までそれぞれ給与の支払をする際に徴収し、徴収した月の翌月10日までに別添「納入書」等により取扱金融機関等へ納入してください。

なお、退職所得にかかる徴収金があるときは合わせて納入してください。
※給与支払報告書の提出時に電子データでの税額通知を希望されている場合は、eLTAXを通じて通知しています。

eLTAXとは…

地方税における申告等の手続きをインターネット上で行うシステムのことです。特別徴収税額の納付や従業員の異動に伴う届出などをオフィスのパソコンより手続きすることが可能です。

4. 納入場所

下記の取扱金融機関等にて納入をお願いします。

- ・四国中央市役所 ・各窓口センター ・支所 ・各出張所
- ・伊予銀行 ・愛媛銀行 ・香川銀行 ・四国銀行 ・中国銀行
- ・百十四銀行 ・広島銀行
- ・愛媛信用金庫 ・川之江信用金庫 ・観音寺信用金庫 ・東予信用金庫
- ・四国労働金庫 ・うま農業協同組合
- ・四国内の郵便局及びゆうちょ銀行

※口座振替等による納入はできませんが、eLTAXによる電子納付は可能です。

5. 納税義務者用の通知書

別添の「特別徴収税額のお知らせ（納税義務者用）」を各従業員様にお渡しください。

※圧着しておりますので、未開封のままお渡しください。

6. 徴収税額の変更があった場合

納税義務者の税額が変更になった場合は「特別徴収税額の変更通知書（特別徴収義務者用）」を送付しますので、**変更後の税額で徴収**してください。

納入については、「納入金額変更時の納入書の記入例」を参考に、**事業所様で納入書を訂正して納めてください**。

また、「特別徴収税額の変更通知書（納税義務者用）」が同封されている場合は従業員様にお渡しください。

※納入書の再発行をご希望の場合はご連絡ください。

7. 納税義務者に異動（退職・転勤等）があった場合

- (1) 納税義務者が年の途中で退職・転勤等をして、徴収できなくなった場合は、**すみやかに市税務課へ「給与所得者異動届出書（給与支払報告書・特別徴収に係る）」**（以下、異動届という）を**必ず提出**してください。
- (2) 6月1日から12月31日までに異動届の提出があった場合、普通徴収（6月・8月・10月・翌年1月の年4回納期）になり、特別徴収で未徴収となった税額を納税義務者本人に納めていただくことになります。納期は異動届の提出があった日を基準として、残りの納期で分割して納めていただくようになります。なお、納税義務者から一括徴収の申し出があった場合は一括徴収し、納入してください。
- (3) 翌年**1月1日以降の異動**については、必ず残りの税額を**一括徴収**して納入してください。
- (4) 年度途中で新たに採用された人については特別徴収を開始されるときは、「市県民税 特別徴収への切替申請書」（以下、切替申請書という）を提出してください。

※特別徴収すべき月割税額を先に確認したい場合はご連絡ください。

8. 特別徴収義務者の所在地や名称等が変更になった場合

特別徴収義務者の所在地や名称等が変更になった場合は「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を提出してください。また、**個人事業主から法人へ変更になった場合も**同様の届出書を提出してください。

9. 納期限までに納入しなかった場合

納期限までに徴収金が納入されないときは、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に地方税法で定められた一定割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金が増算されます。

また、**督促状が出された場合には100円の督促手数料**がつき、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに徴収金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

なお、何らかの事情があって納入額に過不足が生じている等の場合はすみやかにご連絡ください。

10. 退職所得にかかる市県民税の特別徴収について

退職手当等の支払者は、通常の特別徴収と区分して退職所得にかかる市県民税を特別徴収していただくことになっています。退職した人が退職した日の属する年の1月1日現在に住所を有する市区町村に、特別徴収した月の翌月10日までに「納入申告書」等にて納入してください。

11. 納期の特例制度

特別徴収税額は、原則として年 12 回の納期に分けて納めなければなりません。給与の支払いを受ける者の人数が、**常時 10 人未満**である特別徴収義務者は、「市県民税特別徴収税額の納期の特例に関する申請書」を提出して承認を受けることにより、**納期を年 2 回にまとめて納めることができる**特例があります。

※「常時 10 人未満」とは給与の支払いを受ける者の総人数であり、四国中央市在住以外で支払いを受ける者も含まれます。ただし、多忙な時期等に臨時に雇い入れた者があるような場合には、常時の雇用ではないため人数に含まれません。

《納期限》

- ・ 6 月分から 1 1 月分 …… 1 2 月 1 0 日納期限
- ・ 1 2 月分から翌年 5 月分 …… 6 月 1 0 日納期限

※納期限が土日・祝日の場合は、次の平日が納期限となります。

《年度途中で納期の特例が適用された場合の納期限》

(例) 9 月に申請をし、承認を受けた場合

⇒ 8 月分までは通常の納期限で、9 月分から特例が適用されます。

- ・ 6～8 月分 : それぞれ翌月 1 0 日納期限
- ・ 9～1 1 月分 : 1 2 月 1 0 日納期限
- ・ 1 2～5 月分 : 6 月 1 0 日納期限

《留意事項》

納期の特例にかかる申請をされても、次のような場合には承認されないことがあります。

- ・ 滞納があるときや、納入遅延がある
- ・ 申請書の提出日以前 1 年以内に納期の特例についての承認の取消通知を受けている

また、納期の特例承認後、給与の支払いを受ける者の人数が常時 10 人以上となった場合は、「市民税・県民税特別徴収税額の納期の特例要件欠格届出書」を提出してください。

※納期の特例承認後も、退職等の異動が生じた場合には異動届出書を提出する必要があります。

12. 用紙が足りない場合

異動届や切替申請書等が複数必要な場合は、コピーして使用していただくか、四国中央市ホームページよりダウンロードして使用してください。

- ・ 四国中央市 HP : <http://www.city.shikokuchuo.ehime.jp/>
(HP トップ画面→「くらし・手続き」→「税金 (個人)」
→「各種様式ダウンロードサービス」)



13. 法的根拠

- ・ 地方税法第 321 条の 3 (給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収)
- ・ 地方税法第 321 条の 4 (給与所得に係る特別徴収義務者の指定等)
- ・ 地方税法第 321 条の 5 (給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)
- ・ 地方税法 321 条の 5 の 2 (給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例)
- ・ 地方税法第 321 条の 6 (給与所得に係る特別徴収税額の変更)
- ・ 地方税法施行規則第 9 条の 5 (特別徴収に係る給与所得者異動届出書の提出義務)